

市第27号議案 横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部改正

1 趣旨

令和6年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において実施する共通選抜(二次募集を除く。)にインターネット出願が導入され、神奈川県立高校及び各市立高校において、令和6年1月の出願からスマートフォンやパソコンで手続きができるようになります。

入学選考手数料及び入学金の徴収についても、指定納付受託者制度を導入し、出願システム上でクレジットカード払い等によるオンライン決済に対応できるようにします。

これらに対応するため、横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 指定納付受託者制度の導入に係る改正

ア 入学選考手数料を徴収する時期(条例第3条第3項)

現行条例では、入学選考手数料は入学願書提出の際に徴収すると定めていますが、指定納付受託者制度を導入すると志願者が出願システム上で納付手続きをした日に徴収したものとみなされます。

納付後、中学校での承認を経て志願先高校に出願データが提出されるため、徴収から出願まで時間差が生じます。そのため、システムによる手続きと条例の規定の整合を図るため、入学願書の提出を受ける時までに入学選考手数料を徴収する規定に改めます。

イ 既納の授業料等の還付(条例第4条)

現行条例では、既納の授業料等は不還付とする規定を設けていますが、やむを得ない理由により過誤納金が生じた場合は、当該金銭は既納の授業料等ではないものとして現在でも還付しています。

指定納付受託者制度を利用して入学選考手数料等を納付する場合は、手続きの日に納付が完了したものとみなされ、過誤納金を条例上は還付することができなくなります。そのため、教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合に還付することができる旨のただし書きを追加します。

(2) 授業料未納者に対する措置(条例第6条)

現行条例では、授業料未納者に対する督促の時期を2週間以内としていますが、横浜市の債権管理に関する規則に基づき履行期限経過後30日以内とするため、督促について定めた規定を削除し、文言を整理します。

3 公布予定日及び施行予定日

議決後、直近の市報に登載することにより公布し、公布の日から施行します。

(次ページ資料)

【参考①】 インターネット出願導入に伴う変更点

	令和5年度選抜まで（現行）	令和6年度選抜以降（改正後）
出願方法	紙の願書を志願者が志願先に持参して提出 (令和3～5年度選抜ではコロナ対応のため、中学校がとりまとめ、志願先に郵送する特例措置あり)	システム上のデータ送信 志願者が願書記載内容を入力、その後、中学校で内容を確認し、志願先に送信。 ※スマートフォンやパソコンが利用できない志願者には個別に対応
入学選考手数料の納付方法	紙の納付書を用い、金融機関窓口で納付。金融機関から返される収納済証明書を願書の裏面に貼付し出願。志願先窓口での現金納付も可能。 (いずれも手数料無料)	出願システム上で、クレジットカード払い、コンビニ払い、ペイジー払いを選択し納付。(支払方法に応じ収納に係るシステム利用料 29 円～220 円の本人負担が必要) 志願先窓口での現金納付も可能。 (手数料無料)
調査書提出	中学校から紙の調査書を志願先に郵送し提出。	
受検票の交付	志願先から中学校経由で受検票を志願者に交付。	出願システム上で出力された受検票を志願者が印刷。
合格発表	合否照会システム上で発表	出願システム上で発表
入学金の納付方法	紙の納付書を用い、金融機関窓口で納付。金融機関から返される収入済証明書を入学手続き時に提出。入学手続き時の現金納付も可能。	出願システム上で、クレジットカード払い、コンビニ払い、ペイジー払いを選択し納付。(支払方法に応じ収納に係るシステム利用料 53 円～249 円の本人負担が必要) 入学手続き時の現金納付も可能。(手数料無料)
志願変更	志願変更が一回できる。志願者が一度提出した願書を取りに行き、志願変更先に提出し直す。	志願変更が一回できる。志願先に向くことなく出願システム上で手続きできる。
減免手続き方法	志願先経由で減免申請書提出(出願前に減免審査結果が出ない場合は一旦納付し後日還付対応)	志願先経由で減免申請書提出(出願前に減免審査結果が出ない場合は一旦納付し後日還付対応) ただし、後日還付の場合は、入選料・入学金部分のみ還付対象。

【参考②】 新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(徴収)</p> <p>第3条 授業料は、教育委員会規則で定めるところにより徴収する。</p> <p>2 入学金は、入学許可の日から7日以内に徴収する。</p> <p>3 入学選考手数料は、<u>入学願書提出の際に</u>徴収する。</p> <p>(既納金の<u>不返還</u>)</p> <p>第4条 既納の授業料等は、<u>いかなる事情があっても</u>還付しない。</p> <p>(授業料未納者に対する措置)</p> <p>第6条 <u>授業料を期限内に納付しない場合には、2週間以内にその保護者若しくは保証人に対して、期限を付して、納付を督促しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により督促をしても、なお納入しないときは、出席を停止し、又は除籍することができる。</u></p>	<p>(徴収)</p> <p>第3条 授業料は、教育委員会規則で定めるところにより徴収する。</p> <p>2 入学金は、入学許可の日から7日以内に徴収する。</p> <p>3 入学選考手数料は、<u>入学願書の提出を受ける時まで</u>に徴収する。</p> <p>(既納金の<u>不還付</u>)</p> <p>第4条 既納の授業料等は、還付しない。<u>ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(授業料未納者に対する措置)</p> <p>第6条 <u>未納の授業料に係る督促を受けた者がその指定の期限までに当該授業料を納付しないときは、出席を停止し、又は除籍することができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>(<u>経過措置</u>)</p> <p>2 <u>この条例による改正後の横浜市立学校の授業料等に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する授業料等について適用し、同日前に徴収する授業料等については、なお従前の例による。</u></p>